

## 市民税・道民税の申告会場

お住まいの対象町ごとに申告会場を開設します。対象町以外の日程、会場でも受付が可能です。

☒ 市役所本庁舎（8階大会議室） ☒ 北海道ハウスタウンプラザ[ 亀田交流プラザ ]（1階講堂） ☒ 市民会館（展示室） ☒ 銭亀町会館（1階大広間）

地域	月日	会場	対象町名	
			9:30~11:45	13:00~15:30
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	2/6(金)	☒	富岡1、神山1、神山2	富岡2、陣川1
	2/9(月)	☒	深掘	駒場、広野、湯浜
	2/10(火)	☒	入舟、船見、弥生、弁天	大、末広、元、青柳
	2/12(木)	☒	谷地頭、住吉、宝来、東川	豊川、大手、栄、旭
	2/13(金)	☒	富岡3、陣川2	神山3、神山、東山、亀田中野
	2/16(月)	☒	湯川1、湯川3	湯川2、花園
	2/17(火)	☒	日吉1、日吉2	日吉3、日吉4
	2/18(水)	☒	陣川、赤川1	赤川、桔梗、亀田本
	2/19(木)	☒	東雲、大森、若松、松風、千歳	新川、上新川、海岸、大縄、松川
	2/20(金)	☒	石川、西桔梗	中道1、中道2
	2/24(火)	☒	鍛冶1、美原1	鍛冶2、美原2
	2/25(水)	☒	万代、吉川、北浜、港1、港2	浅野、港3、追分、亀田
	2/26(木)	☒	大川、田家、白鳥	八幡、宮前、中島
	2/27(金)	☒	美原3、美原5	美原4、昭和1
	3/2(月)	☒	根崎、高松	志海苔、瀬戸川、赤坂、中野、新湊
	3/3(火)	☒	銭亀、石倉	古川、豊原、石崎、鶴野、白石
3/4(水)	☒	戸倉、榎本、上野	高丘、滝沢	
3/5(木)	☒	見晴、鈴蘭丘、上湯川、銅山、旭岡	西旭岡1、西旭岡2、鱒川、紅葉山、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野	
3/6(金)	☒	昭和2、昭和3、昭和4	本通1、本通2	
3/9(月)	☒	西旭岡3、山の手2	山の手1、山の手3	
3/10(火)	☒	本通3、本通4、東山1、東山2	東山3、北美原1、桔梗1	
3/11(水)	☒	北美原2、北美原3、桔梗2	桔梗3、桔梗4、桔梗5	
3/12(木)	☒	千代台、堀川、高盛、宇賀浦	日乃出、的場、時任、杉並	
3/13(金)	☒	本、梁川、五稜郭、柳	松陰、金堀、乃木、川原	
3/16(月)	☒	人見、柏木	昭和、亀田港	

※公共交通機関利用での来場にご協力ください。  
 ※指定日に来場できない場合でも担当課への連絡は不要です。  
 申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください。  
 ※2月6日(金)~3月16日(月)は、本庁舎2階市民税窓口での受付はしていません。

地域	月日	時間	会場	対象町名
戸井支所管内	2/9(月)	9:30~11:00	原木会館	新二見、原木
	2/10(火)	9:30~15:00	戸井生涯学習センター	瀬田来、弁才、泊、館、浜
	2/12(木)		戸井西部総合センター	釜谷、汐首
	2/13(金)		小安	
恵山支所管内	2/16(月)	10:00~15:00	尻岸内会館	豊浦、大潤
	2/17(火)		女那川会館	中浜、女那川、川上
	2/18(水)		恵山コミュニティセンター	高岱、日ノ浜、古武井
	2/19(木)		柏野会館	恵山、柏野、御崎
	2/25(水)	10:00~14:00	全町	
	2/26(木)	10:00~15:00	全町	
	2/27(金)	10:00~15:00	全町	
	3/2(月)	10:00~13:00	日浦会館	日浦
楳法華支所管内	2/20(金)	10:00~15:30	楳法華総合センター	恵山岬、元村、富浦、新恵山、島泊、絵紙山、新八幡
	2/24(火)			新浜
	2/25(水)			銚子
南茅部支所管内	2/26(木)	10:00~14:00	古部会館	古部
	2/27(金)	10:00~14:00	安浦会館	安浦
	3/2(月)	10:00~15:00	大船会館	大船、双見、岩戸
	3/3(火)	10:00~15:00	白尻会館	白尻、豊崎
	3/4(水)	10:00~15:30	尾札部会館	尾札部
	3/5(木)	10:00~15:30	木直会館	木直
3/6(金)	10:00~15:00	川汲会館	川汲	

詳しくは、市HPをご確認ください。

☒ 税務室市民税担当 ☎21-3211~3213



HP

令和8年度

# 税の申告受付

問合せ

本庁・湯川・亀田・銭亀沢支所管内：  
 税務室市民税担当 ☎21-3211~3213  
 東部4支所管内：各支所市民福祉課  
 戸井☎82-2112、恵山☎85-2335、  
 楳法華☎86-2111、南茅部☎25-6039

申告期限

## 市・道民税の申告は2月6日(金)~3月16日(月)

この申告または税務署への確定申告を期限内に終えないと、5~6月に発送する市・道民税・森林環境税の通知に反映されない場合があります。

### 申告が必要な人

下記を参考に市・道民税の申告が必要か確認し、当てはまる人は期日までに申告を行ってください。

#### ■無収入や非課税収入のみで次に当てはまる人

- ・所得証明書や課税（非課税）証明書が必要な人
- ・各種保険料（税）やその他行政サービスの申請のために申告が必要な人

#### ■確定申告を提出しない人で次に当てはまる人

- ・給与収入がある人で、勤務先で年末調整をしていない人
- ・営業・不動産・漁業・雑所得・一時所得等の所得があった人
- ・医療費控除や雑損控除・扶養控除等、各種控除を追加する人



判断に迷う場合は担当課へお問い合わせください。

### 申告のときに必要なもの

申告には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要で、マイナンバーカード等により申告者の本人確認が必要です。扶養親族や事業専従者の本人確認書類は不要ですが、マイナンバーの記載が必要です。

- 本人確認書類**（①②のいずれか）
  - ①マイナンバーカード
  - ②「通知カード」もしくは「マイナンバーが記載された住民票の写し」と「運転免許証、年金手帳等のいずれか一つ」
- 所得金額を証明するもの**  
 源泉徴収票、営業・不動産・雑所得（業務）収入のある人は収支内訳書等
- 領収書、各種控除証明書**
  - ・令和7年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の領収書等の支払額の分かるもの
  - ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は**、障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書

- 医療費控除を受ける人は**、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書
  - ①受診者 ②病院、ドラッグストア等の名称 ③医療費の区分（内容）または購入した医薬品の名称 ④支払った金額および補てんされた金額

※明細書は自宅で事前に作成してください。  
 ※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。  
 ※セルフメディケーション税制の適用を申告する人は、健康の保持増進および疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

＼おむつ代の医療費控除を受ける人／

- 要介護認定者のおむつ代の医療費控除確認書**  
 ※介護保険の要介護認定を受け、認定時の主治医意見書から寝たきり度等が確認できる人に確認書を発行します。  
 ※主治医意見書から必要事項の確認がとれない場合は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。  
 ☒ 介護保険課 ☎21-3029

## 税務署に確定申告会場を開設 2月16日(月)~3月16日(月) ※平日 9:00~16:00

※入場には「**入場整理券**」が必要です。配付状況により後日の来場をお願いする場合があります。

### 入場整理券の配付方法

- ①国税庁公式LINEで事前発行  
 入場時に申込完了画面を確認します。
- ②当日会場配布  
 ☒ 函館税務署 ☎31-3171



HP

### 函館税務署からのお知らせ

＼次回の申告をスムーズに／

会場では、申告書等の作成にあたりマイナンバーカードを使用した**スマホ申告**をご案内しています。マイナンバーカードを持参のほかカード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書（4桁）および署名用電子証明書（6~16文字））が必要です。事前にご確認ください。